

# 公 示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約に基づき実施する予定の案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。

プロポーザル作成に係る業務指示書を各案件の公示において指定する日（小規模と位置付けられている案件については、原則本日）から配布しますので、応募のためのプロポーザル作成に当たっては、同業務指示書に基づき、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel:03-5226-6612）あてにお願いします。  
注）本公示に係る業務指示書及び配布資料等の配布については、電子データをダウンロードする方法で行います。具体的な配布方法は、当機構HPの調達情報>お知らせ>「業務指示書等の電子配布本格導入について【コンサルタント等契約】」（[http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410\\_01.html](http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410_01.html)）を参照願います。

2013年11月6日

独立行政法人国際協力機構  
契約担当役  
理事 小寺 清

## 【1. プロポーザル提出の資格】

以下のプロポーザル提出の資格には十分ご留意ください。

プロポーザル提出の有資格者（共同企業体を編成する場合の構成員を含む）は、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者に限ります。資格の詳細については、当機構ホームページ「競争参加資格審査」

（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照願います。

会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、プロポーザル提出の資格がありません。

また、機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中においては、プロポーザル提出の資格がありません。具体的には、以下のとおり取り扱います。

- ・プロポーザルの提出締切日が資格停止期間中の場合、プロポーザルを無効とします。
- ・資格停止期間中に公示され、プロポーザルの提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、プロポーザルを受付けます。
- ・資格停止期間前に、契約交渉相手方として通知されている場合は、当該コンサルタント等との契約手続きを進めます。
- ・契約交渉相手方として通知される前に資格停止期間が始まる案件のプロポーザルは無効とします。

## 【2. 業務指示書の配布】

業務指示書及び配布資料等の配布については、上記1. に示すプロポーザル提出の有資格者のみに限定します。

平成25・26・27年度全省庁統一資格を有している場合は、業務指示書の配布時に、全省庁統一資格結果通知書（写）及び情報シートを提出願います。なお、既に一度同（写）を機構に提出頂き、機構から「整理番号」を通知されている方については、同番号を提示頂くだけで結構です。

また、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有していない場合は、機構の事前資格審査を受けて頂き、その結果通知書（写）に示す「整理番号」を提示願います。事前資格審査は、申請いただいたから2～3営業日で結果通知させていただきます。

なお、業務指示書に限っては、事前資格審査申請中でも配布させていただきますので、その場合は、申請書の受領書（写）等を提示願います。

詳しくは、機構ホームページ（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）をご確認ください。情報シートの様式も同ページに掲載しております。

## 【3. 情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとします。本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

具体的には、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

（<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>）

また、下記（1）に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

([http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku\\_0701.html](http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html))

- ( 1 ) 公表の対象となる契約相手方 ( 共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。 )  
次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。
  - ア . 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること
  - 注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。
  - イ . 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- ( 2 ) 公表する情報  
契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。
  - ア . 対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名
  - イ . 契約相手方の直近3カ年の財務諸表における当機構との取引高
  - ウ . 契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合
  - エ . 一者応札又は応募である場合はその旨
- ( 3 ) 当機構の役職員経験者の有無の確認日  
当該契約の締結日とします。
- ( 4 ) 情報の提供  
契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

番号：5 国名：バヌアツ 担当：東南アジア・大洋州部  
案件名：ポートビラ港ラベタシ国際多目的埠頭整備事業実施支援【有償勘定技術支援】

1 契約予定期間：2014年1月上旬～2017年3月下旬

2 参加要件

海外における円借款事業の実施監理及び港湾分野に係る業務経験を有し、同分野の専任技術者を配置できること。

3 参加資格のない社等

特になし。

4 今後の選定プロセス（予定）

(1) 業務指示書等配布依頼書受付期間：2013年11月20日から2013年11月21日17：00まで

受付時期が遅れる場合は、当機構HPにて告知します。

依頼書は電子メールにて受付いたします。（冒頭留意事項2．参照）

(2) 業務指示書等ダウンロード期間：2013年11月20日から2013年11月25日23：59まで

上記期間であれば、ダウンロードは土日祝日を含め、24時間可能です。

(3) プロポーザル提出：2013年12月6日12：00まで

プロポーザル提出期限については、業務指示書に記載のものが最終のものとなります。

(4) 選定結果通知：12月中旬

(5) 契約交渉：12月中旬～12月下旬

5 業務の目的

本業務は、OJT（On-the-Job-Training）方式により、円借款事業「ポートビラ港ラベタシ国際多目的埠頭整備事業」の実施機関であるインフラ公共事業省（以下、MIPU）及び関係機関であるバヌアツ・プロジェクト管理ユニット（以下、VPMU）の事業実施能力の向上を目的とする。

具体的には、円借款事業の実施段階における現状・課題を分析し、調達・資金管理等の各種手続、環境社会配慮、既存埠頭の管理運営や他の関連事業（他の援助機関による国内埠頭整備事業）との調整について助言・指導することにより、MIPU及びVPMUによる円滑な新国際埠頭整備について側面支援を行うものである。

6 業務の範囲及び内容

1)-1 新国際埠頭整備事業と他の関連事業のコンセプトや設計の整合性等を確認する。

2 これら事業について、効率的な貨物取扱及び旅客輸送の観点から、詳細設計に組み込むべき対策や対案を必要に応じて提案する。

3 新国際埠頭整備事業と他の関連事業の施工方法やスケジュール等を確認する

4 他の関連事業とも調整しつつ、新国際埠頭整備事業の施工中に必要な国内埠頭の臨時代替施設の候補地等を検討し、必要な調整を支援する。

5 既存埠頭における貨物取扱及び旅客輸送を妨げずに新国際埠頭を整備するために必要な調整を支援する。

6 効率的な貨物取扱及び旅客輸送のために新国際埠頭整備事業と他の関連整備事業との間で必要な調整を支援する。

2)-1 新国際埠頭整備事業と他の関連事業のコンセプトや設計の整合性等を確認する（環境社会配慮関係）。

2 これら事業の施工方法やスケジュールについて、環境社会配慮の観点から、詳細設計に組み込むべき対策や対案を提案する。

3 サンゴ礁等自然環境への影響があるとされている項目に関して、適切な回避策・緩和策が確実に実施されるために必要な調整を支援する。

4 上記2)-3以外に、環境社会配慮のために提案された対策等が確実に実施されるために必要な調整を支援する。

3)-1 新国際埠頭整備事業の事前資格審査に関する書類を確認し、助言する。

2 同事業の入札に関する書類を確認し、助言する。

3 同事業の契約に関する書類を確認し、助言する。

4 同事業の資金管理計画を確認するとともに、執行状況を把握する。

5 同事業の資金管理及び関連手続きについて、助言する。

4)-1 新国際埠頭整備事業と他の関連事業について、援助機関を含めた関係機関間の情報共有のための協議（ステアリングコミッティ）の開催を支援する。

2 新国際埠頭整備事業と他の関連事業の円滑な実施のために上記4)-1以外に必要な関係機関間の調整を支援する。

## 7 成果品等

### 【第一年次】

- ア インセプション・レポート (2014年 1月中旬)
- イ プロGRESS・レポート (2014年 6月中旬)
- ウ プロGRESS・レポート (2014年12月中旬)
- エ インテリム・レポート (2015年 6月中旬)

### 【第二年次】

- オ プロGRESS・レポート (2016年 4月中旬)
- カ ドラフトファイナル・レポート (2017年 1月中旬)
- キ ファイナル・レポート (2017年 3月中旬)

## 8 主要な分野及び評価対象予定者

- 1) 総括 / 調達・資金管理 (評価対象予定者)
- 2) 港湾管理 (評価対象予定者)
- 3) 環境社会配慮

## 9 特記事項

- ・共同企業体の結成を認める予定

注：本案件概要は予定段階のもので詳細については変更される場合があります。